

第 14 号議案

令和6年度（2024年度）町田市病院事業会計予算

（総 則）

第 1 条 令和6年度（2024年度）町田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）病 床 数	440床		
（2）年 間 患 者 数	入院	133,298 人	外来 267,300 人
（3）1 日 平 均 患 者 数	入院	365 人	外来 1,100 人
（4）主な建設改良事業	施設改修工事費		89,655 千円
	医療機器等購入費		523,781 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 病院事業収益		14,590,808 千円
第 1 項 医 業 収 益		13,281,172 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		1,269,028 千円
第 3 項 特 別 利 益		40,608 千円
	支 出	
第 1 款 病院事業費用		15,812,233 千円
第 1 項 医 業 費 用		15,145,793 千円
第 2 項 医 業 外 費 用		478,864 千円
第 3 項 特 別 損 失		157,576 千円
第 4 項 予 備 費		30,000 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,304,660千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする）。

	収 入	
第 1 款 資本的収入		531,774 千円
第 1 項 企 業 債		297,100 千円
第 2 項 固定資産売却代金		1 千円
第 3 項 都 補 助 金		83,193 千円
第 4 項 他会計補助金 負担金交付金		151,480 千円
	支 出	
第 1 款 資本的支出		1,836,434 千円
第 1 項 建設改良費		642,598 千円
第 2 項 企業債償還金		1,193,836 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
東棟熱源設備機器等更新工事	令和6年度から令和7年度まで	342,067 千円
東棟検査排水処理設備制御盤更新工事	令和6年度から令和7年度まで	16,553 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療機器整備事業	千円 151,100	証券借入又は証券発行。事業その他の都合により、起債の一部又は全部を翌年度へ繰越して借入れることができる。起債前借することができる。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政その他の都合により据置期間といえども繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、もしくは低利債に借換することができる。
施設改修事業	89,600			
廃棄物処理機器整備事業	37,100			
システム整備事業	19,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用と医業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費と企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 給 与 費 8,392,524 千円
- (2) 交 際 費 700 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,850,529千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	心臓超音波診断装置	1
	血球自動分析装置	1
医療情報機器	NICU部門システム	1
その他機器	廃棄物減量機器	1

令和6年（2024年）2月22日 提出

東京都町田市長 石坂 丈一